

飯能市太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関する条例の概要について

本市では、平成31年に飯能市太陽光発電施設の設置に係るガイドラインを施行し、事業者に適正な設置を求めてきましたが、太陽光発電の普及に伴い、全国でその設置や事業内容等に対し、様々な課題が生じています。

このため、地域住民や本市の豊かな自然と共生する太陽光発電設備とするため、適正な設置、維持管理及び撤去等に関し、一定の基準と適正な手続きを定めることで、災害の発生を防止し、地域住民の生活環境、豊かな自然環境及び景観への保全が配慮されることを目的に本条例を制定しました。(令和5年4月1日施行)

1 条例に基づく手続きについて

市内で太陽光発電設備を設置又は発電事業をする場合は、地域住民等への説明や市への届出等の手続きが必要です。

(1) 条例の対象（第2条関係）

発電出力の合計が10キロワット以上の太陽光発電設備

※ 建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するものは除きます。



(2) 禁止区域（第7条関係）

土砂災害防止のため、太陽光発電設備の設置を認めない区域で、施行規則第3条で指定しています。

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 土砂災害特別警戒区域 | (4) 砂防指定地 |
| (2) 地すべり防止区域 | (5) 保安林 |
| (3) 急傾斜地崩壊危険区域 | |



(3) 抑制区域（第8条関係）

太陽光発電事業が周辺の生活環境等に与える影響を十分に考慮し、計画中止を含めた抜本的な見直しを求める区域で、施行規則第4条で次の区域を指定しています。

- | | |
|------------------|--------------------------------------|
| (1) 土砂災害警戒区域 | (8) 重要文化財、周知の埋蔵文化財包蔵地及び史跡名勝天然記念物の指定地 |
| (2) 地域森林計画に基づく区域 | (9) 県指定有形文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の指定地 |
| (3) 鳥獣保護区 | (10) 市指定文化財 |
| (4) オオタカ営巣地 | (11) 不法投棄、最終処分等により廃棄物が残置されている区域 |
| (5) 農用地区域 | (12) 景観緑地の指定区域 |
| (6) 河川区域及び河川保全区域 | |
| (7) 景観形成重点地区 | |

(4) 自然環境等への配慮（第9条関係）

事業者は、自然環境又は景観への影響を緩和するための措置として、事業区域内に山林がある場合は、施行規則第5条で定める次の対策を実施します。

- (1) 事業区域が0.1ヘクタール以上の場合、専門的な知見を持つ者による自然環境調査を実施し、その結果と保全計画を市長に報告します。
- (2) 太陽光発電設備が道路等の公共空間及び近接する住宅敷地から見えないよう、周辺の景観と調和した植栽等を設置します。
- (3) 事業区域内の山林のうち、原則として25パーセント以上を現況のまま保全します。

(5) 説明会の開催等（第12条関係）

事業者は、太陽光発電設備を設置する前に、周辺関係者を対象とした説明会（事前確認終了後、事前協議終了後、その他必要と認める時期）の実施を義務付けています。

(6) 協定の締結等（第14条関係）

条例の遵守と良好な環境を確保するため、事業の実施には市長との協定が必要となります。



2 事業実施にあたっての注意事項

太陽光発電事業を実施する事業者の責務を規定しています。設置後のトラブル回避や事業の安定的な運営のため、次の事項を十分に確認し、事業を実施してください。

- (1) 関係法令や国ガイドライン（環境省、資源エネルギー庁）を遵守し、必要な手続きをとること。
- (2) 太陽光発電事業を実施する場所に依じて、配慮すべき事項を十分に確認の上、必要な対策を実施し、周辺関係者及び周辺環境に配慮すること。
- (3) 周辺関係者に誠実な対応を行うとともに十分な事前説明を行い、信頼関係の構築に努めること。

3 標準的な手続きの流れ

